㊞

滋賃審第２０号
令和８年10月30日

滋賀労働局長
田代良文　殿

滋賀地方最低賃金審議会
会長　木下康代

滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年８月25日付け滋労発基0825第３号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域

滋賀県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1)　ガラス・同製品製造業

(2)　セメント・同製品製造業（生コンクリート製造業及びコンクリート製品製造業を除く。）

(3)　衛生陶器製造業

(4)　炭素・黒鉛製品製造業

(5)　炭素繊維製造業

(6)　(1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(7)　純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1)　18 歳未満又は 65 歳以上の者

(2)　雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの

(3)　清掃又は片付けの業務に主として従事する者

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　1,151 円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

法定どおり

写

滋 賃 審 第 ２１ 号
令和８年 10 月 30 日

滋 賀 労 働 局 長
田 代 良 文 殿

滋賀地方最低賃金審議会
会長 木 下 康 代

滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年８月 25 日付け滋労発基 0825 第３号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域

滋賀県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1)　はん用機械器具製造業

(2)　生産用機械器具製造業（農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。）、建設用ショベルトラック製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

(3)　業務用機械器具製造業（事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業又はこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所に限る。）

(4)　純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1)　18 歳未満又は 65 歳以上の者

(2)　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

(3)　清掃又は片付けの業務に主として従事する者

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　1,168 円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

法定どおり

㊞

滋賃審第２２号
令和８年10月30日

滋賀労働局長
田代良文　殿

滋賀地方最低賃金審議会
会長　木下康代

滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年８月25日付け滋労発基0825第３号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域
滋賀県の区域

２　適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
(1)　計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業及び理化学機械器具製造業を除く。）
(2)　光学機械器具・レンズ製造業
(3)　電子部品・デバイス・電子回路製造業
(4)　電気機械器具製造業（電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
(5)　情報通信機械器具製造業
(6)　(1)又は(2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
(7)　純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
(1)　18 歳未満又は 65 歳以上の者
(2)　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
(3)　次に掲げる業務に主として従事する者
イ　清掃又は片付けの業務
ロ　手作業による刻印、包装又は選別の業務
ハ　部品の組立ての業務のうち、卓上で行う軽易な組線、巻線、かしめ又は取付けの業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額
１時間　1,160 円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日
法定どおり

写

滋 賃 審 第 ２３ 号
令和８年 10 月 30 日

滋 賀 労 働 局 長
田 代 良 文 殿

滋賀地方最低賃金審議会
会長 木 下 康 代

滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年８月 25 日付け滋労発基 0825 第３号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域
滋賀県の区域

２　適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
(1)　自動車・同附属品製造業
(2)　(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
(3)　純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
(1)　18 歳未満又は 65 歳以上の者
(2)　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
(3)　次に掲げる業務に主として従事する者
イ　清掃又は片付けの業務
ロ　卓上で行う軽易な部品の組立て、刻印、選別、包装又はバリ取りの業務
ハ　手作業又は手工具若しくは小型機械を用いて行うシートベルトのウェビングの溶断又は縫製の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）

４　前号の労働者に係る最低賃金額
１時間　1,169 円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日
法定どおり